

# 管 理 規 程

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 本園は児童福祉法に基づいて乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

### (方 針)

第 2 条 児童福祉の基本理念にのっとり園児の処遇に万全を期し、正しい愛情と知識をもって、心身の健全な発達が助長されるように努力する。

### (名 称)

第 3 条 本園は社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会大阪 YWCA 大宮保育園と称する。

## 第 2 章 職員及び職務

### (職員の区分)

第 4 条 園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1 名
- (2) 主任保育士 1～2 名
- (3) 保育士 定数以上
- (4) 調理員 2 名以上
- (5) 事務員 1～2 名
- (6) 嘱託医（嘱託内科医、嘱託歯科医） 2 名

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他職員を置くことができる。

### (職員の資格)

第 5 条 職員は、児童福祉施設最低基準第 7 条に該当するもののうちから理事長が任命する。保育士については、児童福祉法施行令第 13 条第 1 項の各号 1 に該当する保育士資格者であることを要する。但し、補助職員はこの限りでない。

### (職 務)

第 6 条 園長は園の業務を統括する

- 2 主任保育士は園長を補佐し保育内容について保育士を統括し指導にあたる。
- 3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 4 事務員は庶務及び会計事務、園内諸雑務に従事する。
- 5 調理員等は、給食業務又は園内諸雑務に従事する。
- 6 嘱託医（小児科医・歯科医）は、園児の定期検診、健康管理、歯科検診及び保健衛生指導に従事する。

(職務の心得)

第7条 職員は、この規則及びこれに付随する諸規定を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実且つ公平に職務を行わなければならない。

### 第3章 文 章

(文章の取り扱い)

第8条 文章は、正確、迅速、丁寧に取り扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文章の管理)

第9条 文章は、常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるように常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置を取らなければならない。

(備えるべき簿冊及び保存年限)

第10条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表のとおりとする。

### 第4章 定 員

(定 員)

第11条 本園の定員は150名とする。

### 第5章 入園及び退園

(入園資格)

第12条 本園の入園資格は、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施児童であることを原則とし、児童の擁護上緊急に入園の必要あるものはその範囲でない。

(入園児の面接)

第13条 園長または主任保育士は、入園児とその保護者に対して面接を行い園の目的・方針・その他必要な事項を説明して、安心と信頼感をもって入園してもらえるように努めるものとする。

2 園長または主任保育士は、新たに入園した者に対して心身の状況を把握し、児童表を作成し記録保存しておくものとする。

(退 園)

第14条 次に該当したときは、退園の理由及び時期を保育実施機関に連絡するものとする。

(1) 保護者から退園の申し出があったとき。

(2) 無断で休園し、通園の見込みがないとき。

## 第6章 入園児童の処遇

### (平等の原則)

第15条 本園は園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的な取り扱いをしない。

### (費用)

第16条 保育料は保育の実施児童について区市町村の定めた額とする。  
2 その他の必要な諸費用

### (保育時間)

第17条 平常の保育時間は午前8：30から午後4：30とし、保護者に特別の事情がある場合には、午前7時から午後7時までの保育とする。

### (登降園)

第18条 登校園については原則として保護者が付き添うものとする。

### (保育内容)

第19条 保育内容については児童の年齢、発達に応じてこれをわけ指導計画を立てる。

### (日課及び年間行事)

第20条 日課及び年間行事については別に定める。

### (休日)

第21条 本園の休日は次の通りとする。  
(1) 日曜及び祝日  
(2) 夏期(3日) 大掃除(1日)  
(3) 年末年始(12月29日～1月4日)  
(4) 年度末(3月31日～4月1日)

### (欠席)

第22条 児童が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長又は担当保育士に届け出ること。

### (休園)

第23条 園児又は園児の同居家族が伝染病等にかかり、他の園児に感染するおそれがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第 24 条 園は保護者と常に連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、運営等についての保護者の協力をえるものとする。

(健康管理)

第 25 条 園長、保育士は常に入園児童の健康に留意し年 2 回以上の健康診断及び年 1 回以上の歯科検診を実施しその結果を記録しておかなければならない。

## 第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 26 条 園長又は防火管理者は、非常、その他急迫の事態に備えて、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月 1 回入園児童及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

## 第 8 章 附 則

(規則の改変)

第 27 条 この規則を改正、破棄するときは、社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会理事会の議決を得るものとする。

(施 行)

第 28 条 この規則は 1989 年 4 月 1 日から施行する。

施行期日	1989 年	4 月	1 日
改 正	2006 年	8 月	1 日
改 正	2009 年	4 月	1 日